二　基準労働期間並びに当該期間の起算日及び末日
三　乗り組む船舶の名称及び当該船舶に乗り組む期間
四　労働時間に関する次の事項
イ　作業の開始及び終了の時刻並びに作業の種類
ロ　一日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間（法第六十四条第一項の規定に基づいて労働した時間を除く。）
ハ　一日当たりの法第六十四条第一項の規定に基づいて労働した時間
五　休日及び有給休暇に関する次の事項
イ・ロ　（略）
ハ　休日（補償休日を除く。）が与えられた年月日及び日数
ニ　（略）
ホ　補償休日が与えられた年月日及び日数
ヘ　（略）
ト　与えるべき有給休暇の日数
チ　有給休暇が与えられた年月日及び日数
六　時間外又は補償休日に労働した年月日及び一日当たりの労働時間
（削る）
（削る）
（削る）
七　（略）

②　前項の記録簿は、船員の死亡又は雇入契約の終了の日から五年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。

③　船舶所有者は、船員に対し、その求めに応じて、第一項の記録簿の記載事項のうち船員から求められた事項について、その写しを交付しなければならない。

（労働時間の把握方法）

第四十五条の二　法第六十七条第三項の国土交通省令で定める方法は、パーソナルコンピュータその他の電子計算機による作業の開始及び終了の時刻の記録、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他の適切な方法とする。

（労務管理責任者）

第四十五条の三　法第六十七条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第六十七条第一項の記録簿の作成及び備置きに関する事項

二　船員の一日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間（法第六十四条第一項の規定に基づいて労働した時間を除く。）
（新設）
三　補償休日に関する次の事項
イ・ロ　（略）
ハ　休日が与えられた年月日及び当該休日が補償休日であるときは、その旨
ニ　（略）
（新設）
ホ　（略）
（新設）
四　時間外及び補償休日の労働に関する次の事項
イ　時間外又は補償休日に労働した年月日
ロ　時間外又は補償休日の労働時間、作業の種類及びそれに相応する手当額
ハ　割増手当の額並びにその支払年月日及び支払金額
五　（略）
（新設）

②　船長は、船員に対し、その求めに応じて、前項に掲げる帳簿の記載事項のうち船員から求められた事項について、その写しを交付しなければならない。

（休日付与簿）

第四十五条の二　船舶所有者は、法第六十七条第三項の規定により、第十六号の五書式による休日付与簿を作成し、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。ただし、休日付与簿の様式については、同書式に掲げる事項を記載できる別様式のものとすることができる。

②　休日付与簿は、最後の記載をした日から三年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。

（新設）